

【閲覧用】

令和 6（2024）年 第 7 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 6（2024）年 7 月 10 日（水）				
開催場所	本庁 4F 入札室				
開会	午後 3 時		閉会	午後 3 時 40 分	
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 26 号	農地法第 3 条の許可申請について（令和 6 年第 6 回総会保留分）		許可	1 件
	議案第 30 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	5 件
	議案第 31 号	農地転用計画変更申請について		許可相当	3 件
	議案第 32 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	7 件
	議案第 33 号	農用地利用集積計画（利用権設定）について		許可	22 件
	議案第 34 号	農業委員会の適正な事務の実施について		許可	—
	協議第 5 号	農地改良について		受理	1 件
	報告第 20 号	農地所有適格法人の報告について		済	2 件
	報告第 21 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	2 件
	報告第 22 号	農地転用完了等の報告について		済	—
出席委員	農業委員	18 人		農地利用 最適化推進委員	9 人
欠席委員	農業委員		1 人		
署名委員	4 番	高野 敏治		6 番	新開 剛
事務局	局長	安武 一彦		係長	植木 功
	主任	赤坂 征誕		主事	野中 智仁
	主事補	芳野 真宙		会計年度職員	市吉 英男

農業委員出席状況（18名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	—	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（9名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	○	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	○
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	○
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	○	26	佐野 元春	—
12	星野 弘明	○	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	○	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	○	30	高松 安幸	○

議案第 26 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について(令和 6 年第 6 回総会保留分)

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(1 番推進委員：宮本委員) 本案件におきましては、7 月 6 日に譲受人の 氏より現地で説明を受けました。当該農地につきましては、住宅地の裏にある山の一角になります。また農地を管理する農業機械を揃えてあるために何ら問題ないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 30 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12 番推進委員：星野委員) 令和 6 年 6 月 18 日、譲受人の 氏より電話があり、聞き取り調査および現地確認を行いました。 氏は以前より農地を借りてぶどうやいちご等の栽培をされ、申請地でも果樹栽培を計画されています。またトラクターも確保しており、問題ないと思われます。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 30 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	

譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
備考	贈与
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(17 番農業委員：小山委員) 6 月 30 日に買主の■■■■氏より現地で説明を受けました。現地は■■■■氏の自宅の裏です。譲渡人の■■■■氏は以前たくさん作っておられましたが、糸島に移られた状況で営農が困難ということでございますので、■■■■氏に話がいったという段取りでございます。■■■■さんはトラクター、田植え機等の農機具を揃えてありますし、小さいころから農業経験もありますので、野菜等を作る予定ということです。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 30 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	耕作面積 耕作者数	■■■■■■■■■■ ■■■■
譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(20 番推進委員：大隈委員) 6 月 27 日に■■■■の■■■■氏から現地で説明を受けております。譲渡人の■■■■氏は 81 歳と高齢であるため、農地の管理が困難となり、隣接地の■■■■さんに譲り渡したいとのことでした。■■■■さんは親子で約 2 町 7 反ほどの農地を耕作されており、農機具も揃っているので問題はないかと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 30 号第 4 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	耕作面積 耕作者数	■■■■ ■■■■
譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		

当初事業計画	一般住宅 1 棟 72.86 m ² 作業場 1 棟 40 m ²
変更後事業計画	共同住宅 1 棟 256 m ²
備考	平成元年 4 月 1 日付け 1 飯農計第 155 号にて許可を受けていたもの。 議案第 32 号第 1 項と関連。
造成	最大 40cm 程度の切土工。
進入口	北西側市道からの進入。
土留め	南側においてコンクリートブロック擁壁を新設。その他は農地法第 5 条許可により整備完了。
被害防除	農地法第 5 条許可により整備完了。
雨水排水	申請地内に溜桝を敷設し、集水桝を経由し、北西側水路へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、北西側水路へ放流。
工事計画期間	令和 6 年 8 月 15 日から令和 7 年 3 月 15 日まで
水利同意	生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、転用許可後、代表取締役が交代し事業縮小したため。
地区推進委員報告	議案第 32 号第 1 項にて記載
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	許可相当

議案第 31 号第 2 項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第 32 号第 2 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積			
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成完了	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
当初転用者			
承継者			
当初事業計画	特定建築条件付売買予定地 3 棟 176.18 m ² カーポート 1 棟 36.00 m ²		
変更後事業計画	賃貸住宅 3 棟 111.78 m ²		
備考	令和 3 年 10 月 22 日付け 3 飯農第 278 号ー149 にて許可を受けていたもの。		

	議案第 32 号第 2 項と関連。
造成	農地法第 5 条許可により整備完了。
進入口	農地法第 5 条許可により整備完了。
土留め	農地法第 5 条許可により整備完了。
被害防除	西側、進入口を除く南側において、高さ 80 cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜桝を敷設し、VS 側溝及び集水桝を経由後、南側道路側溝へ放流。
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
水利同意	生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、当初転用者であった、 が経営不振により事業が困難となったため。
地区推進委員報告	議案第 32 号第 2 項にて記載
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	許可相当

議案第 31 号第 3 項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第 32 号第 3 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積			
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成完了	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
当初転用者			
承継者			
当初事業計画	一般住宅 1 棟 112.64 m ²		
変更後事業計画	共同住宅 1 棟 167.92 m ²		
備考	売買 平成 3 年 12 月 2 日付け 3 飯農計第 607 号にて許可を受けていたもの。 議案第 32 号第 3 項と関連。		
造成	最大 30cm 程度の切土工。		
進入口	東側市道から幅 6m の進入を設置。		

	進入路部分については、市農業土木課へ占用申請済。
土留め	進入口を除く全方位に CB 設置。
被害防除	進入口を除く全方位に高さ 80cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に雨水樹を敷設し、東側水路へ放流。
生活雑排水	東側既設公共下水管へ接続放流。
工事計画期間	令和 6 年 8 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
水利同意	農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、転用許可後、施工完了まで至らず計画通りの利用を断念したため。
地区推進委員報告	議案第 32 号第 3 項にて記載
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	許可相当

議案第 32 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	共同住宅 1 棟 256 m ²		
備考	売買 議案第 31 号第 1 項と関連。		
造成	最大 40cm 程度の切土工。		
進入口	北西側市道からの進入。		
土留め	南側においてコンクリートブロック擁壁を新設。その他は農地法第 5 条許可により整備完了。		
被害防除	農地法第 5 条許可により整備完了。		
雨水排水	申請地内に溜樹を敷設し、集水樹を経由し、北西側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、北西側水路へ放流。		
工事計画期間	令和 6 年 8 月 15 日から令和 7 年 3 月 15 日まで		
水利同意	生産組合の同意あり。		

第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(14 番推進委員：清水委員) 本案件につきましては 6 月 18 日に田中一平農業委員と現地にて説明を受けました。共同住宅一棟の建設予定です。地元生産組合の水利同意も得ておられますので、事務局の説明のとおり施工されるのであれば問題ないかと思います。
現地調査報告	(17 番農業委員：小山委員) 現地はきちんと整地されている状況でした。検討会でも特に意見は出ておりません。事務局から説明があったように、計画図どおりに施工がなされれば問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 32 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	賃貸住宅 3 棟 111.78 m ²		
備考	売買 隣接宅地 32.31 m ² を含め、計画面積は 577.31 m ² となる。 議案第 31 号第 2 項と関連。		
造成	農地法第 5 条許可により整備完了。		
進入口	農地法第 5 条許可により整備完了。		
土留め	農地法第 5 条許可により整備完了。		
被害防除	西側、進入口を除く南側において、高さ 80 cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜樹を敷設し、VS 側溝及び集水樹を経由後、南側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。		

	(信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12 番推進委員：星野委員) 6 月 18 日に現地にて説明を受けました。以前 5 条許可を受けておりましたが、売れ残った区画に 3 棟住宅を建設することでした。地元生産組合の同意もあり、計画通り施工されれば何ら問題はないと思われます。
現地調査報告	(7 番農業委員：岡松委員) 昨日現地調査を行いました。日当たりが悪いような立地でしたので、手前の方に 1 棟と残りの部分を駐車場として利用するというので、確認をいたしました。その後の検討会においても何の意見も出ませんでしたので、事務局の説明通りの施工がなされれば問題ないかと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 32 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	共同住宅 1 棟 167.92 m ²		
備考	売買		
造成	最大 30cm 程度の切土工。		
進入口	東側市道から幅 6m の進入を設置。 進入路部分については、市農業土木課へ占用申請済。		
土留め	進入口を除く全方位に CB 設置。		
被害防除	進入口を除く全方位に高さ 80cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水桝を敷設し、東側水路へ放流。		
生活雑排水	東側既設公共下水管へ接続放流。		
工事計画期間	令和 6 年 8 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日まで		
水利同意	農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(1 番推進委員：宮本委員) 本案件に関しまして 6 月 27 日、土地家屋調査士より現地で説明を受けました。農区の同意も受けており、計画通り施工されれば何ら問題ないと		

	思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。
現地調査報告	(15 番農業委員：畠中委員) 昨日現地に行って、皆で確認をしました。現地は事務局や推進委員さんからの報告があった通り周辺は完全に住宅地として、30 年前に既に転用申請が出ておりましたがそのままになっていたという状態として、かなり高めに盛土をしている土地になっておりました。事務局の説明通り施工されるのであれば問題ないかと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 32 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	1 種 (農業公共投資 の対象農地) (既存施設の拡張)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	敷地拡張		
備考	売買 令和 6 年 4 月 23 日付け飯塚市告示第 123 号にて農振農用地除外済み。		
造成	最大 100 cm 程度の盛土工。		
進入口	西側市道から既存施設を経由し進入。		
土留め	北東側及び南東側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 北西側及び南西側において、既存擁壁とフェンスを撤去し、隣接地へ擦り付け。		
被害防除	北東側及び南東側に高さ 180 cm のネットフェンスを設置。		
雨水排水	主に自然浸透。 申請地内に側溝を新設し、北東及び南東水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 6 年 8 月 10 日から令和 6 年 10 月 1 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合及び [REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12 番推進委員：星野委員) 令和 6 年 6 月 12 日に申請人他 2 名と [REDACTED] 生産組合組長をはじめ役員 4 名と現地で説明を受けました。当該申請地は [REDACTED] 保育園の隣接す		

	れるということでしたので、何ら問題は無いと判断しております。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 32 号第 6 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 13 棟 758.26 m ²		
備考	売買 令和 6 年 5 月 30 日付け都市計画法による事前審査会終了。		
造成	最大 100cm 程度の盛土工。		
進入口	北側市道から申請地内に幅 6m の道路を新設し、各区域の分譲地へはこの道路から進入。新設道路については市へ帰属。		
土留め	進入口を除く北側及び、東側、西側、南側において、コンクリートブロック擁壁を設置。		
被害防除	宅地購入者が設置を行うこととなる。よって、本転用時にはネットフェンス等の被害防除はなし。		
雨水排水	各区画、宅地内に雨水桝等を設置。新設道路等に設置される側溝及び集水桝を経由し、北側水路へ放流。		
生活雑排水	各分譲地に浄化槽を敷設されることとなっており、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 6 年 8 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金及び金融機関からの融資。残高証明書及び融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	・北側水路において、新設道路への進入口新設のため、自由勾配側溝の設置を行う。また、この部分を含めた 12.4 m ² については占用となる。 (飯塚市 農業土木課へ占用許可申請済み) ・南側水路と造成地の間については、自費施工にて張コンクリートを行う。 (穂波支所 経済建設課へ承認申請済み)		
地区推進委員報告	(15 番推進委員：葛原委員) 6 月末に業者より説明を受けました。地元の生産組合の同意を得ている		

	ので問題ないと思われます。審議の方をお願いします。
現地調査報告	(3 番農業委員：橋本委員) 当該申請は特定建築条件売買予定地として、住宅 13 棟を建築しようとするもので、既に都市計画法による事前審査会も終了しております。現地調査と検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元の水利同意も得ており、事務局からの説明通り施工がなされれば問題ないと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 32 号第 7 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	太陽光発電設備		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。		
進入口	西側道路から幅 3.5m の進入路を設置。 床板部分については、市土木管理課へ占用申請済。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	全方位にネットフェンスを設置。		
雨水排水	西側へ素掘り側溝及び雨水枳を敷設し、排水管を経由して既設 U 字溝へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで		
水利同意	農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(2 番推進委員：幸崎委員) 6 月 18 日に業者より説明を受けました。地元農区より同意を得ておりますので何ら問題ないかと思われます。		
現地調査報告	(11 番農業委員：藤田委員) 昨日の現地調査の結果を報告します。現地は雑草で覆われた放置されているような状態でした。太陽光発電設備設置に対して、事務局の説明通り		

	施工されれば問題ないと考えられます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 33 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田		67,270.00 m ²	
	畑		4,372.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		71,642.00 m ²	
作物別設定面積	水稻	(3 年以下)	38,010.00 m ²	9 件
		(6 年以下)	4,537.00 m ²	3 件
		(10 年以下)	17,557.00 m ²	5 件
		計	60,104.00 m ²	17 件
	野菜	(10 年以下)	4,101.00 m ²	2 件
		計	4,101.00 m ²	2 件
	その他	(3 年以下)	2,718.00 m ²	2 件
		(10 年以下)	4,719.00 m ²	1 件
		計	7,437.00 m ²	3 件
	計	(3 年以下)	40,728.00 m ²	11 件
		(6 年以下)	4,537.00 m ²	3 件
		(10 年以下)	26,377.00 m ²	8 件
		計	71,642.00 m ²	22 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 34 号 農業委員会の適正な事務の実施について

令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

提案理由	農業委員会の適正な事務の実施についての通達により、農業委員会の透明性や公平性・公正性の確保。目標設定と活動計画の策定およびそれらの点検評価を行うこととされております。 本市でも農業委員会各委員と事務局が一体となり、農地等の利用の最適化が進んでいくよう、今回、別紙の通り令和 5 年度の目標および達成に向けた活動の点検評価案を作成いたしましたので提案したものでございます。 なお議案が可決されますと、点検評価につきまして市のホームページへ掲載することとなっております。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

協議第 5 号第 1 項 農地改良について

土地の所在地 地目、面積	
申請人	
変更理由	田から畑への農地改良
備考	(工法) 盛土最大 60cm (工期) 令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日
補足説明	なし
地区推進委員報告	(24 番推進委員：青木委員) 6 月 28 日に本人より説明を受けまして、6 月 30 日に地区の方のご意見をいただき、畑としての耕作については問題ないです。しかし奥に水田があり、60 cm の盛土がなされますので、その水田から県道横の水路までの排水路を確保していただきたいというご意見をいただいております。それをもちまして 7 月 2 日に本人さんご理解のもとに現地確認を行いまして、その旨を本人さんの方にお伝えをしております。今回の工事につきましては水利権者の同意の通りですね、施工なされれば問題ないと思っております。
質疑・意見	なし
審議結果	受理

報告第 20 号第 1 項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	
代表者の住所	
法人が所有し、又は所有権 以外の使用及び収益する 権利を有している農地	
事業の状況	農畜産物名：米、大豆、麦、飼料用米 関連事業等名：農作物の生産・加工・販売、農作業受託
構成員数	
業務執行役員数	
要件の適否	適正
備考	無
結果	済

報告第 20 号第 2 項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	
代表者の住所	
法人が所有し、又は所有権 以外の使用及び収益する 権利を有している農地	
事業の状況	農畜産物名：米、大豆、麦 関連事業等名：農作物の生産・加工・販売、農作業受託
構成員数	
業務執行役員数	
要件の適否	適正
備考	無
結果	済

報告第 21 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年5月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年5月1日
結果	済		

報告第 21 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年6月18日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和6年6月18日

結果	済
----	---

報告第 22 号 農地転用完了等の報告について

①前月中に (1) 完了予定日を迎えた転用案件 (2) 完了確認を行った転用案件 (3) 現況証明書を交付した転用案件 ②今月中に (1) 完了予定日を迎える転用案件 ③前月中に (1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済